

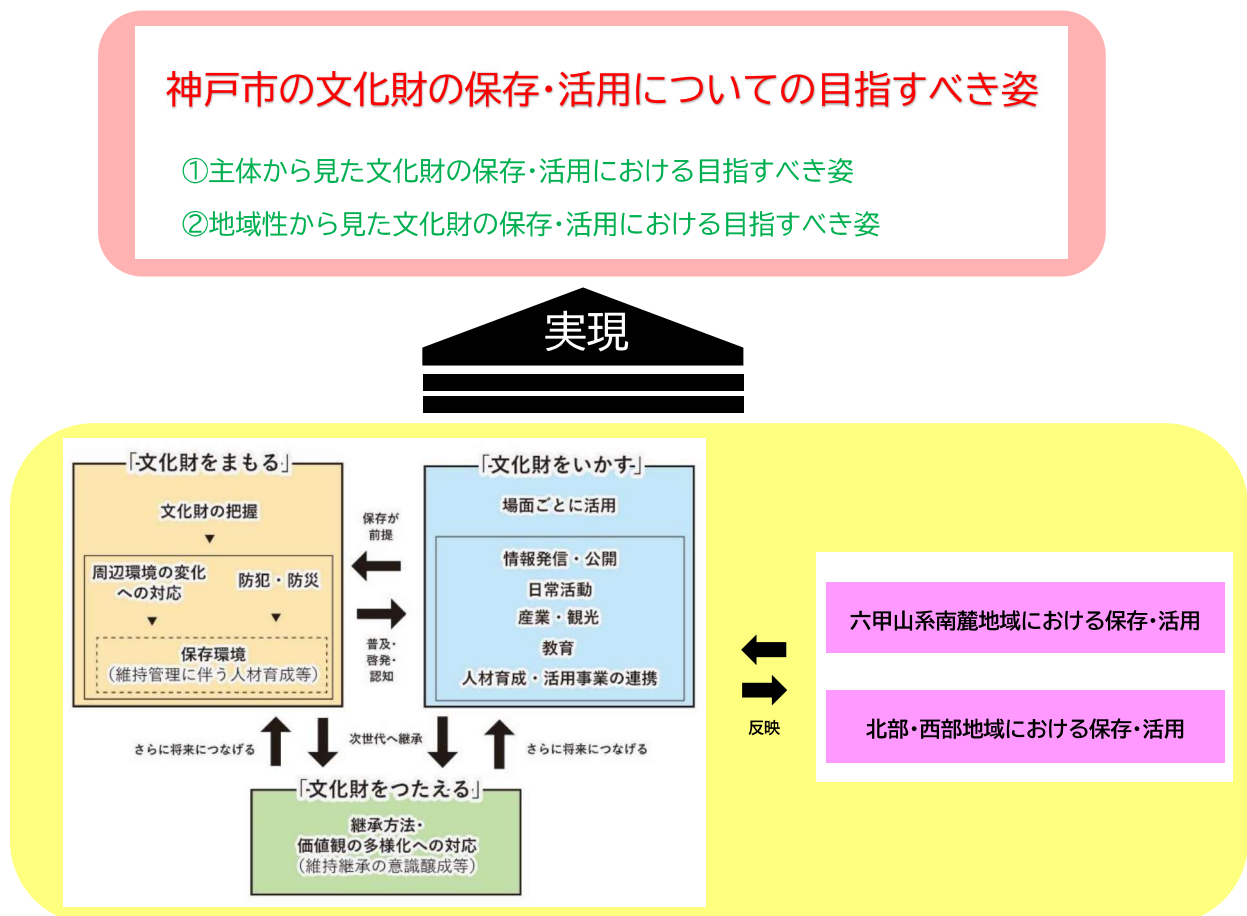
## 第7章 神戸市の文化財の保存・活用に対する方針

### 第1節 文化財の保存・活用に対する方針の考え方

第6章第1節で示した神戸市の目指すべき姿を実現させるためには、同章第2節で抽出した様々な課題を克服する必要がある。そのためには、課題の抽出時に設定した①「文化財をまもる」、②「文化財をいかす」、③「文化財をつたえる」の3つのカテゴリーに沿った方針を立て、それぞれに関して措置を推進し課題の解決を図りたい。すなわち、①については「所在把握」を行うと同時に、「取り巻く環境」「防災・防犯対策」「保存環境」といった現状の改善を行う。②については「情報発信・公開」「日常活動」により周知に努め、「観光等産業」「教育」での積極的な活用、効果的な活用を行うための「人材育成・連携」を図る。そして①・②を踏まえ文化財を将来に伝えていくために、③の「継承方法」「価値観の多様化」に対して取り組む。

また、第6章第1節で設定した2つの地域における課題について、前述の方針を反映させ、地域に応じた方針を立て、措置を実施し解決を図る。

なお、これらの措置を行うには、古くから様々な文化を取り入れ育まれてきた進取の精神と、伝統文化を受け継ぐ精神を併せ持った神戸らしい文化を醸成させてきた市民の気質が不可欠である。このため専門家だけではなく、市民・地域団体などと協力して措置を推進していくことが必要である。あわせて「文化財をまもる」、「文化財をいかす」、「文化財をつたえる」という実際の行動に従事する人材に対しても、適切な措置の推進が重要である。



なお、神戸市では、イノベーションを通じた SDGs の実現に向けて、積極的な取り組みを進めている。地方創生を一層促進するうえでも、SDGs の考え方を取り入れて、戦略的に取り組みを進めていくことが重要であり、神戸市 2025 ビジョンにおいても、これらの目標を意識し、ビジョンの実現を通じて神戸における SDGs の達成を目指している。本計画はビジョンの下位計画であることに加え、神戸市がこれから進める文化財の保存・活用が、文化財そのものの保存・活用に留まらず、自然環境をはじめとして周辺環境も対象とし、教育・産業・まちづくりなど様々な分野との連携を取りながら進めていくものである。したがって、文化財の保存・活用に関する事業も SDGs に寄与するものと解することから、各方針に関連する目標のロゴを付す。

## 第2節 「文化財をまもる」ための方針



### 2-1 文化財の所在把握に対する方針

市内に存在する文化財を把握するために、庁内関係部局をはじめ大学や地域住民などと協力し、建造物などの現状調査や、第5章第1節で示した状況を踏まえ、美術工芸品をはじめとした所在把握が不十分な文化財の悉皆調査を継続的に行う。埋蔵文化財については分布調査や確認調査などを重ね、遺跡の分布状況の把握を行う。

把握した文化財を次世代に継承していくために、データベースを整備し、保存・活用に努める。これらの業務を継続して行うためには、神戸市の文化財に関わる庁内関係部局、民間博物館や大学など文化財の収蔵・調査・研究を行う機関において、専門職員確保などの体制の整備が必要である。そのうえで産官民学が協力して所在把握に努める。



### 2-2 文化財を取り巻く環境の変化に対する方針

相続などによる文化財の散逸及び滅失、開発事業に伴う景観や地域コミュニティの変質などによる滅失を防ぐため、法や条例による指定等を行い、文化財やそれを取り巻く環境に対する保護措置をとる。そして文化財担当部局が文化財所有者や活用事業者などに対して、保存・活用に関する助言など様々な形での支援を行う。未指定文化財については、神戸歴史遺産制度を活用し、緩やかな保護を図る。さらに庁内関係部局との情報共有に努め、連携事業を進める。

また、文化財の保存・活用は、文化財所有者や地域住民が主体的な立場であるため、今後の保存・活用の方向性を図るために、それぞれの意識を把握する。



### 2-3 防災・防犯対策に対する方針

防災については、豪雨や地震などによる大規模な自然災害や人災による文化財の棄損、滅失などに対応するため、兵庫県及び大学などの研究機関や地域団体などと協力して検討を行う。また、消防局など関連する機関と情報共有をしていくと同時に、ハザードマップの作成や文化財防災マニュアルなど

を定め、その周知に努める。発災時にはそれに基づき、所有者・行政、関係団体で迅速な対応を行うことができるように努める。

火災については、消防局による防火指導及び周知活動を継続して行うとともに、防火設備の設置・改修などの促進に努める。その際は、文化庁が作成した「世界遺産・国宝等」における防火対策5か年計画、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を活用する。

市所有の文化財建造物については、耐震診断及びそれに基づく耐震工事を順次実施し、民間所有のものについても対策を図ることを促していく。

獣害及び虫害については、早期に把握し、県市の文化財及び農政担当部署など関係機関とも連携し、被害を最小限に留めることに努める。

台風など自然災害については、危険木の伐採など平常時からの対策を進めると同時に、被害が生じた場合に備え、助成だけではなく関係機関との連絡体制も整える。

防犯については、これまでも注意喚起や防犯カメラの設置を行ってきたが、今後とも、所有者等に対して、防犯への意識を高める取り組みを継続的に取り組むことに加え、警察や地域団体などとの協力についても調整を進める。

## 2-4 保存環境に対する方針

文化財を保存していくために、指定等を行い所有者の継承意識の醸成を図り、文化財巡視員制度による日常的な文化財の状況把握、個々の文化財に関する保存管理計画や保存活用計画の作成などを推進する。また、助成制度の拡充により所有者等の修理費用などの負担軽減や、適切な保存管理環境の整備に努める。同時に文化財の維持管理に必要な人材育成や修理のための素材確保に努める。

埋蔵文化財については、開発事業者と十分に協議し、可能な限り現地での保存を図る。滅失を避けられない部分については、今後の活用なども念頭に入れ最善の調査方法を検討し、記録保存に努める。さらに、整備に関して必要な調査や現地保存などの協議も積極的に行っていく。



## 第3節「文化財をいかす」ための方針

### 3-1 情報発信・公開に対する方針

市内に存在する魅力的な文化財を活かすためには、広く一般に周知する必要がある。積極的に報道機関への情報提供に加え、効果的な情報発信を行うために、神戸市の文化財関連書籍の継続的な刊行、ホームページなどデジタル媒体を活用し、市内の文化財情報の発信を推進する。

文化財への理解を促すためには、市民や所有者等への意識調査を通じて、活用についてのニーズを把握したうえで、SNSをはじめとした様々な媒体を利用して周知を行う。そして現地での公開をはじめ、博物館や文化センターなど様々な場所において文化財を公開するとともに、現在公開できない文化財を含め、VRやARなどの最新技術も利用した公開方法について検討し実施する。





### 3-2 日常活動における活用に対する方針

地域コミュニティが主体となって、地域にある文化財を町のシンボルとして活かすまちづくりを進めるとともに、伝統的な祭り・行事などを継続して開催していくことに努める。行政も日常生活のなかで身近に文化財に触れることができるように、文化センターなどを利用した各地域での展示や講座などを行う。市民が農村歌舞伎舞台など地元が存在する文化財を活用するにあたって支援するなど、市民のニーズの把握に努め、様々な方法を検討し実施する。現地での案内や説明板については、多言語化も視野に入れ、設置及び改修を進める。



### 3-3 観光等産業における活用に対する方針

文化財を観光などに活かすために、観光部局など関連機関と協力して文化財の紹介や活用に関するマニュアルの作成を行う。また、文化財を活用した観光プランなど体験型観光などを展開する。

酒造など文化財に関連する伝統産業や地場産業を振興するとともに、フィルムコミッションへの協力やMICEの誘致をはじめとしたユニークベニューの推進や、日本遺産を活用した新たなビジネス開発などを関係機関と協議検討する。



### 3-4 教育の場における活用に対する方針

神戸市立博物館などの文化財を所蔵する施設と小中学校などの学校現場との連携を深め、学校と協力して教材研究用資料の作成や、地域の文化財を題材とした授業や体験講座などを行い、子供たちが地域の歴史や伝統文化を学習する機会の拡充に努める。

次世代の研究者などの人材育成の観点からも大学と文化財に関わる連携事業の検討及び実施を図る。その結果明らかになった成果を、広く市民に還元できるような調査研究を進める。



### 3-5 人材の育成及び活用事業の連携に対する方針

建造物などの継続的な利用や、史跡の維持管理や伝統的な祭り・行事の継続的な実施のためには、所有者、地域コミュニティ、地域の企業、学校、行政などさまざまな立場の人々が連携して事業を推進する。

また、所有者等の要望に応じて、活用についての相談や活用事業者などとの橋渡し、そして所有者に代わって保存・活用を行うことも視野に入れ、文化財保存活用支援団体※の導入も検討する。

※行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくため、文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として、行政が認定する地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体。

## 第4節「文化財をつたえる」ための方針



### 4-1 継承方法に対する方針

文化財を伝えていくために、費用負担の軽減や相談窓口の確保、文化財保存活用支援団体導入の検討など所有者が安心して文化財を維持管理してく環境を整える。さらに文化財を地域の核として位置付け、新旧住民が協力して文化財を継承する方法を検討する。そして、次世代を担う子供たちに対し、文化財に触れる機会を増やし、文化財の維持継承についての意識を醸成する。

継承にあたっては、様々な形で行政が関わっていく必要があるため、文化財に関わる職員の育成と確保に努める。

様々な措置を講じたうえでも滅失を避けることができない文化財については、記録保存などを含め取り扱い方法についても検討する。なお、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）や民俗文化財など、時代とともに変化することが前提となる文化財についても、継承方法や記録方法など、これからの保護のあり方を検討する。



### 4-2 価値観の多様化に対する方針

文化財を伝えていくために、これまでと同様に継続して文化財の収集・調査・研究・公開を行うとともに、指定・登録等を進めることにより、その重要性を周知し、所有者及び市民の文化財への理解を深める。

市民に対して文化財の保存・活用に関する意識・ニーズを把握するとともに、文化財所有者の保存・活用に関する課題や管理・公開についての意識も把握する。それを踏まえ、必要に応じて関係部署との調整を行い、継承のための支援を行う。

神戸市内に存在する多くの文化財を効果的に保存・活用するために、関連文化財群※<sub>1</sub> や文化財保存活用区域※<sub>2</sub> の設定を検討する。

計画期間においては、文化財保存活用地域計画協議会を定期的を開催し、措置の進捗状況などの把握に努める。

※<sub>1</sub> 地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの

※<sub>2</sub> 文化財が特定の地域に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域

## 第5節 地域を特定した文化財の保存・活用に関する方針



### 5-1 六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に対する方針

六甲山系南麓地域については、近代の建造物が数多く残されており、それらの保護に努める。指定等文化財の建造物については文化財保存活用計画を作成し、計画的な文化財の保存・活用を進める。



文化財を核として、まちづくりや観光などの活用事業を住民とともに進めることを重点的に行う。北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（灘五郷・兵庫津）、五色塚古墳を中心とした垂水・舞子地区である。これらの地域に存在する文化財を面的に捉えることにより、それを活かしたガイドツアーや周遊ルートの開発、景観の保全などを推進する。これらの取り組みを通じ、住民間の交流も図る。特に五色塚（千壺）古墳 小壺古墳については、整備基本計画に基づき、整備に伴う確認調査やガイダンス施設などの周辺整備、近隣の文化財を含めた周遊ルートの整備を検討する。



## 5-2 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針

北部・西部地域に多数残っている茅葺建物は、神戸市に特徴的な文化財でもあり、農村景観を構成する地域資源でもある。今後も安定して継承していくために、茅葺屋根の素材確保や茅葺技術の継承に努める。火災による滅失などを防ぐためにも、防火設備の整備を進める。さらに継承者の不在や活用をめどが立たないものについては、新たな利用者との橋渡しや地域の拠点としての活用を検討し、地域の活性化に努める。そのために、地域や庁内関係部局との情報共有を進める。

神戸の近代化の足跡を体感できる場所として再度公園の保全や外国人墓地の公開を継続して行い、六甲山周辺の魅力向上につなげる。

北区に存在する農村歌舞伎舞台は、かつての農村文化を伝える貴重な文化財であるため、地域に生きる文化財として、地域団体による歌舞伎公演を実施するなどの芸能活動の場としてさらに活用を進める。

また、社寺や茅葺建物を神戸市の新たな魅力として広め、地域住民が主体となって文化財を活用した周遊マップの作成やツアーの企画・運営などの農村ツーリズムについて支援する。さらに、特色ある教育活動の教材として文化財を活用し、将来の担い手である小学生に文化財に親しんでもらう。このように地域が主体となって里づくりを進め、それと並行して文化財を取り巻く環境についても整備を進める。